

香川県環境配慮モデル認定制度とは？

香川県では、環境に配慮した事業活動を推進するため、環境配慮の観点から他の模範となるリサイクル製品や環境負荷の低減に取り組む事業所を「モデル」として認定する「香川県環境配慮モデル認定制度」を設けています。

詳しくは

[香川県環境配慮モデル](#)

[検索](#)

認定されると・・・

香川県において、認定内容を紹介するパンフレットを作成し、環境教育や各種イベントへの出展など、事業者の取組みをPRします。また、「香川県認定環境配慮モデル事業所」、「香川県認定リサイクル製品」が表示できるとともに、「香川県環境配慮モデル表示マーク」を使用することができます。



「香川県環境配慮モデル表示マーク」はリサイクル(Recycle)の頭文字の「R」をモチーフに、親しみのもてるキャラクターが前向きに歩く姿をデザインすることで、リサイクルの推進に積極的に取り組む姿勢を表現しています。

その一歩(創設)が大切であり、歩き続けること(継続)がリサイクルに欠かせないことをストレートに伝えるとともに、彩色も明るく爽やかなグリーンにすることで、環境に優しいイメージを表現しています。

認定までの手続き

募集

毎年度、期間を定めて募集を行います。

申請

認定申請書に必要書類を添付して、香川県環境森林部環境政策課 環境マネジメントグループに提出していただきます。

【TEL】：087-832-3213

書類審査 現地調査

提出された書類の確認を行うとともに、必要に応じて追加資料の提出依頼や現地調査を行います。

審査会

「モデル」としてふさわしい事業所や製品かどうかについて、有識者で構成する「香川県環境配慮モデル認定審査会」において審査を行います。

認定

審査会の意見を聴き、知事が認定を行います。

認定期間は、認定日から3年後の年度末までです。

認定期間が満了する場合には、認定の更新を申請することができます。

対象となるものは？



環境配慮モデル事業所

環境負荷の低減の取組みにおいて、同業他社の模範になると判断される県内の事業所であり、次の要件のいずれかに適合するものです。

- ①リサイクル・ゼロエミッション推進事業所
事業所から発生する産業廃棄物をリサイクルし、リサイクル率100%を達成している又はそれに準ずること
- ②リサイクル開発・実践事業所
リサイクル、リユースが容易な製品や流通システム、新技術を開発、他に先駆けて実用化、事業化し、効果をあげていること
- ③環境負荷低減事業所
廃棄物の発生抑制やエネルギーの有効利用など環境負荷の低減に取り組み、著しい成果を挙げていること
- ④新技術等開発・実践事業所
廃棄物の発生抑制や再資源化等、環境負荷の低減にかかる先進的な技術、装置、システムについて、他に先駆けて開発、実用化、事業化し、効果をあげていること
- ⑤その他環境配慮について特に優良な事業所
その他知事が環境配慮モデル事業所と認定することが相当であると認めること



リサイクル製品

廃棄物等を使用して、県内で製造加工され、販売されている製品であり、次の要件に全て適合するものです。

- ①循環資源の循環的な利用により、県内で製造加工されること。ただし、県外の廃棄物を原料とする場合には、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づく協議等を経たものであること
- ②その普及が廃棄物等の発生抑制と再利用、再生利用の推進に効果を有するものと認められること
- ③生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造加工されること
- ④認定の申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること
- ⑤香川県リサイクル製品認定基準（安全性への配慮や規格等を定めたもの）に適合していること
- ⑥性状不安定な廃棄物を原料とするリサイクル製品については、認定基準に適合するリサイクル製品を安定的かつ均質に製造できる技術を有するとともに、製品の品質管理のための検査体制等必要な措置が講じられている事業所において、製造加工されること